

川遊び園児 元園長ら罪状否認
死亡初公判

西条市で2012年、西条聖マリア幼稚園の園児3人が川遊び中に増水によって流されて1人が死亡した事故で、業務上過失致死傷罪に問われた元園長の近藤恵津子被告(74)ら3人の初公判が24日、地裁であった。近藤被告らは「急な増水は予測できなかった」などとして起訴事実を否認し、無罪を主張した。

他に起訴されたのは、当時、主任教諭だった村上玲子(46)、お泊まり保育の責任教諭だった越智亜里(46)両被告。

告らは12年7月20日、お泊まり保育中に西条市内の加茂川で園児を遊ばせた際、

上流で断続的に降雨があったことなどから増水を予見できたのに、川遊びを中止せず、流された吉川慎之介ちゃん(当時5歳)を溺死させ、他2人の園児にけがを負わせた、とされる。

冒頭陳述で、検察側は「県全域に雷注意報が出たこと、上流で降雨があったこととはインターネットなどで知り得た。ライフジャケットや浮輪を用意するなどの対策を取る義務があった」などと指摘した。

起訴状によると、近藤被